

租 税 特 別 措 置 法 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表

改 正 後

(租税特別措置法施行規則の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

(国外公社債等の利子等の分離課税等)

第二条の四 法第三条の三第六項に規定する申告書に記載すべき財務省令

で定める事項は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該申告書を提出する者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)

二 六 省 略

2 14 省 略

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第五条の六 省 略

2 21 省 略

22 施行令第五条の三第十一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた年分の確定申告書に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第五条の三第十項第一号に掲げる試験研究 法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、当該個人の各年分の同条第八項第一号に規定する試験研究費の額(次号及び第三号において「試験研究費の額」という。)のうち当該試験研究に要した費用(当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第一号に規定する契約又は協定において当該個人が負担することとされている費用に限る。)に係るものとして当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第

改 正 前

(国外公社債等の利子等の分離課税等)

第二条の四 同 上

一 当該申告書を提出する者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)

二 六 同 上

2 14 同 上

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第五条の六 同 上

2 21 同 上

22 同 上

一 施行令第五条の三第十項第一号に掲げる試験研究 法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、当該個人の各年分の同条第八項第一号に規定する試験研究費の額(次号及び第三号において「試験研究費の額」という。)のうち当該試験研究に要した費用(当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第一号に規定する契約又は協定において当該個人が負担することとされている費用に限る。)に係るものとして当該試験研究に係る施行令第五条の三第十項第

一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

二 施行令第五条の三十項第七号に掲げる試験研究 法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

三 省 略
23
25

一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

二 施行令第五条の三十項第七号に掲げる試験研究 法第十条第七項の規定の適用を受けようとする個人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

三 同 上
23
25

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の二 施行令第五条の六の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

一 三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘルツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備（次のいずれにも該当するものに限る。）

イ 令和六年三月三十一日以前に法第十条の五の五第三項第一号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供する無線設備にあつては、十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものであること。

ロ 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開

総務省
経済産業省
発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年
令第二号）第二条第一号に規定する全国5Gシステム（同号イに掲
げる設備を製造する事業者と同号ロ又はハに掲げる設備を製造する
事業者とが異なる場合に限る。）を構成するものであること。

ハ 主として第五世代移動通信アクセスサービス（電気通信事業報告
規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号に
規定する第五世代移動通信アクセスサービスをいう。）の用に供す
ることを目的として設置された交換設備と一体として運用されるも
のであること。

二 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一
ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用す
る無線設備（前号ロ及びハに該当するものに限る。）

三 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発
供給及び導入の促進に関する法律施行規則第二条第二号に規定するロ
ーカル5Gシステムの無線設備（陸上移動局（電波法施行規則（昭和
二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第十二号に規定
する陸上移動局をいう。次号において同じ。）の無線設備にあつては
、通信モジュールに限る。）

四 専ら前号に掲げる無線設備（陸上移動局の無線設備を除く。）を用
いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運
用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行
うために用いられる伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）
二 法第十条の五の五第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十条の五の五第一項の規定の適用を受ける場合 同条第五項に
規定する明細書及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及
び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第三十四条第
一項第六号に定める主務大臣の同法第二十八条の確認をしたことを証
する書類（次項において「確認書」という。）の写し

二 法第十条の五の五第二項の規定の適用を受ける場合 同条第五項に
規定する明細書

三 法第十条の五の五第六項に規定する財務省令で定める書類は、確認書

(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別
控除)

第五条の十二の二

法第十条の五の五第五項に規定する財務省令で定める
書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とす
る。

一 法第十条の五の五第一項の規定の適用を受ける場合 同条第五項に
規定する明細書、その適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率
化等設備が記載された産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科
内 閣
経済産業省、財務省、
府、総務省、農林水産省、令第一号）第十一条の二第一項に規
定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法（平成二
十五年法律第九十八号）第二十一条の二十二第一項に規定する事業適
応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定
があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規
定する変更認定申請書を含む。以下この号及び次項において「認定申
請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条
の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認
定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。次項におい
て「認定書等」という。）の写し

の写しとする。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第五条の十二の三

施行令第五条の六の六第一項に規定する財務省令で定
める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2 法第十条の五の六第一項に規定する財務省令で定めるものは、主とし
て同項に規定する産業試験研究の用に供される減価償却資産の耐用年数
等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げ
るソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並び
に器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）と
する。

3 法第十条の五の六第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十条の五の六第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合 同
条第十一項に規定する明細書、その適用に係る同条第一項に規定する
情報技術事業適応設備又は同条第三項に規定する事業適応繰延資産が
記載された産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生
内 閣
府、総
務省、財務省、
労働省、農林水産省、令第一号）第十一条の二第一項に規定する認定
申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法（平成二十五年法律
第九十八号）第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につ
き同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたと
きは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更
認定申請書を含む。以下この号、次号及び次項において「認定申請書
等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三
第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に
係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。次号及び次項に
おいて「認定書等」という。）の写し並びに当該認定申請書等に係る

二 法第十条の五の五第二項の規定の適用を受ける場合 同条第五項に規定する明細書

2 法第十条の五の五第七項に規定する財務省令で定める書類は、同条第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写しとする。

(特定船舶の特別償却)

第五条の十二の三 省 略

2 省 略

(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)

第五条の十二の四 省 略

産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（次項第一号において「認定事業適応計画」という。）に従って実施される同法第二十一条の二十第二項第一号に規定する情報技術事業適応（次項第一号において「情報技術事業適応」という。）に係る同令第十一条の十九第三項の確認書（次項第一号において「確認書」という。）の写し

二 法第十条の五の六第五項の規定の適用を受ける場合 同条第十一項に規定する明細書、その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

三 法第十条の五の六第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける場合 同条第十一項に規定する明細書

4 法第十条の五の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十条の五の六第七項又は第八項の規定の適用を受ける場合 その適用に係る同条第七項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第八項に規定する事業適応繰延資産が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し並びに当該認定申請書等に係る認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応に係る確認書の写し

二 法第十条の五の六第九項の規定の適用を受ける場合 その適用に係る同条第五項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

(特定船舶の特別償却)

第五条の十二の四 同 上

2 同 上

(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)

第五条の十二の五 同 上

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第五條の十三 省 略

2 省 略

3 施行令第六條の三第五項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イ(1)に規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

4 施行令第六條の三第五項第一号イ(2)及び法第十二條第一項の表の第三号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、次に掲げるものとする。

一 電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するもの)のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の出力装置(入力用キーボード、デジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含む。))又は電源装置を含む。)

二 四 省 略

5 8 省 略

9| 施行令第六條の三第二十一項に規定する財務省令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業とする。

10| 省 略

(倉庫用建物等の割増償却)

第六條の二 施行令第八條第一項第一号に規定する財務省令で定める区域

は、物資の流通の効率化に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省 農林水産省

令第一号)第二条第一項第一号イに掲げる高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。 国土交通省

2・3 省 略

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第五條の十三 同 上

2 同 上

3 施行令第六條の三第五項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イ(1)に規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

4 同 上

一 電子計算機(計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。))のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の出力装置(入力用キーボード、デジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含む。))又は電源装置を含む。)

二 四 同 上

5 8 同 上

9| 同 上

(倉庫用建物等の割増償却)

第六條の二 施行令第八條第一項第一号に規定する財務省令で定める区域

は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第一号)第二条第一項第一号イに掲げる高速自動車

道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。 国土交通省

2・3 同 上

(農業経営基盤強化準備金)

第九条の三 省 略

2 省 略

3 施行令第十六条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第二十四条の二第一項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、農林水産大臣の同項に規定する認定計画等に記載された農用地等（施行令第十六条の二第一項に規定する農用地等をいう。）の取得に充てるための金額である旨を証する書類又はその写しを添付することにより証明がされたものとする。

4 法第二十四条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、農林水産大臣の同条第一項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲渡した者（以下この項において「譲渡者」という。）が同条第七項に規定する特別障害者に該当する者である旨及びその事業の全部を譲り受けた者が当該譲渡者の同項に規定する推定相続人である旨を証する書類又はその写しとする。

(農用地等取得した場合の課税の特例)

第九条の四 省 略

2 施行令第十六条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第二十四条の三第一項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、農林水産大臣の同項第一号に規定する交付金等の額のうち法第二十四条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類又はその写しを添付することにより証明がされたものとする。

3 法第二十四条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、農林水産大臣の同条第一項に規定する認定計画等の定めるところにより取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する農用地等である旨を証する書類又はその写しとする。

(青色申告特別控除)

第九条の六 省 略

2 省 略

3 法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件（同号イに掲げる場合に

(農業経営基盤強化準備金)

第九条の三 同 上

2 同 上

3 施行令第十六条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第二十四条の二第一項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、農林水産大臣の同項に規定する認定計画等に記載された農用地等（施行令第十六条の二第一項に規定する農用地等をいう。）の取得に充てるための金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

4 法第二十四条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、農林水産大臣の同条第一項に規定する農業経営基盤強化準備金に係る同項に規定する交付金等に係る事業の全部を譲渡した者（以下この項において「譲渡者」という。）が同条第七項に規定する特別障害者に該当する者である旨及びその事業の全部を譲り受けた者が当該譲渡者の同項に規定する推定相続人である旨を証する書類とする。

(農用地等取得した場合の課税の特例)

第九条の四 同 上

2 施行令第十六条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第二十四条の三第一項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、農林水産大臣の同項第一号に規定する交付金等の額のうち法第二十四条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

3 法第二十四条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、農林水産大臣の同条第一項に規定する認定計画等の定めるところにより取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する農用地等である旨を証する書類とする。

(青色申告特別控除)

第九条の六 同 上

2 同 上

3 法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件を満たすものとして同項

係る当該要件に限る。）を満たすものとして同項の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人（次項及び第五項において「電子帳簿保存適用個人」という。）は、その年における前項に規定する帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下この条において「電子帳簿保存法施行規則」という。）第二条第二項又は第三条第一項の定めるところに従つて、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存（当該備付け及び保存が電子帳簿保存法施行規則第五条第四項に規定する要件を満たすものに限る。）又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（法第二十五条の二第四項第一号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。次項、第六項及び第七項において同じ。）による保存（当該備付け及び当該保存が電子帳簿保存法施行規則第五条第四項に規定する要件を満たすものに限る。）をしなければならぬ。

4 電子帳簿保存適用個人が、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に該当する場合において、同条第四項において準用する同条第一項の定めるところに従つて第二項に規定する帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存（電子帳簿保存法施行規則第五条第四項に規定する要件を満たすものに限る。）を行つているときは、当該保存をもつて、前項の規定による当該帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

5 省 略

6 法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件（同号ロに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たすものとして同項の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人（以下この条において「電子帳簿保存適用個人」という。）は、その年における第二項に規定する帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して電子帳簿保存法施行規則第二条第二項又は第三条第一項の定めるところに従つて、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならぬ。

7 電子帳簿保存適用個人が、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規

の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人（次項及び第五項において「電子帳簿保存適用個人」という。）は、その年における前項に規定する帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下第五項までにおいて「電子帳簿保存法施行規則」という。）第二条第二項又は第三条第一項の定めるところに従つて、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存（当該備付け及び保存が電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たすものに限る。）又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（法第二十五条の二第四項第一号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。次項において同じ。）による保存（当該備付け及び当該保存が電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たすものに限る。）をしなければならぬ。

4 電子帳簿保存適用個人が、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に該当する場合において、同条第四項において準用する同条第一項の定めるところに従つて第二項に規定する帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存（電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たすものに限る。）を行つているときは、当該保存をもつて、前項の規定による当該帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

5 同 上

定する場合に該当する場合において、同条第四項において準用する同条第一項の定めるところに従つて第二項に規定する帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つているときは、当該保存をもつて、前項の規定による当該帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

8| 電子帳簿保存適用個人は、法第二十五条の二第四項第一号ロ(1)に規定する特定電磁的記録につき電子帳簿保存法施行規則第五条第六項に規定する届出書（以下この項において「適用届出書」という。）の提出をしなければならない。この場合において、当該特定電磁的記録につき同条第七項に規定する届出書（以下この項において「適用廃止届出書」という。）の提出があつたときは、当該適用廃止届出書の提出があつた日の属する年以後の各年分については、当該適用届出書の提出はなかつたものとする。

9| 法第二十五条の二第四項第一号ロ(1)に規定する財務省令で定める措置は、その年において電子帳簿保存法施行規則第五条第五項第一号に規定する特定電子計算機処理システム（次項において「特定電子計算機処理システム」という。）を電子帳簿保存適用個人の法第二十五条の二第三項の不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の用に供していることとする。

10| 電子帳簿保存適用個人は、その年において法第二十五条の二第四項第一号ロ(2)に規定する電子取引を行つた場合には、当該電子取引の同号ロ(2)に規定する取引情報に係る同号ロ(2)に規定する特定電磁的記録で、前項の特定電子計算機処理システムを使用して、電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たして保存ができるものを当該要件を満たして保存しなければならない。

11・12| 省 略

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税）

第十一条の二 法第二十九条第二号に規定する財務省令で定める外国法人は、同条第一号に規定する公式参加者の同条に規定する博覧会関連業務を行う外国法人で、二千二十七年国際園芸博覧会特別規則（二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第

6・7| 同 上

第十一条の二 削除

十一号)第三条に規定する二千二十七年国際園芸博覧会一般規則の規定に基づいて制定された規則をいう。)の定めるところにより、当該公式参加者により当該公式参加者に係る陳列区域政府委員事務所として公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会に対して通知されたものとする。

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第十四条 省 略

2 4 省 略

5 法第三十三条第六項(法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類(法第三十三条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該書類並びに同項に規定する取得をする予定の同項に規定する代替資産についての取得予定年月日及び当該代替資産の取得価額の見積額その他の明細を記載した書類(次項において「代替資産明細書」という。))とする。

一・二 省 略

三 次に掲げる資産(当該資産の収用に伴い消滅する法第三十三条第一項第五号に規定する権利を含み、第一号に掲げる資産を除く。以下この項において同じ。) 当該資産の買取り(使用を含む。)をする者の当該資産が次に掲げる資産に該当する旨を証する書類

イ 土地収用法第三条第一号(専用自動車道及び路外駐車場に係る部分を除く。)、第二号から第六号まで、第七号から第八号まで(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分に限る。)、第十号、第十号の二、第十一号、第十二号、第十三号(観測の用に供する施設に係る部分に限る。))、第十三号の二(日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のものに係る部分に限る。)、第十五号(海上保安庁が設置する電気通信設備に係る部分に限る。)、第十五号の二(電気通信事業法(昭和五十九年法律

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第十四条 同 上

2 4 同 上

5 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イ 土地収用法第三条第一号(専用自動車道及び路外駐車場に係る部分を除く。)、第二号から第六号まで、第七号から第八号まで(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分に限る。)、第十号、第十号の二、第十一号、第十二号、第十三号(観測の用に供する施設に係る部分に限る。))、第十三号の二(日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のものに係る部分に限る。)、第十五号(海上保安庁が設置する電気通信設備に係る部分に限る。)、第十五号の二(電気通信事業法(昭和五十九年法律

第八十六号) 第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第九條第一号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。)に係る部分に限る。)、第十七号(水力による発電施設、最大出力十キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力五千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設(その地域の全部若しくは一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。))又は送電施設若しくは使用電圧五万ボルト以上の変電施設(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。))に係る部分に限る。)、第十七号の二(高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。)、第十八号から第二十号まで、第二十一号(地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、国の設置に係る特別支援学校、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人(イにおいて「学校法人」という。))の設置に係る幼稚園及び高等学校並びに国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。)、第二十三号(国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第四号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条

第八十六号) 第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第九條第一号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。)に係る部分に限る。)、第十七号(水力による発電施設、最大出力十キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力五千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設(その地域の全部若しくは一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。))又は送電施設若しくは使用電圧五万ボルト以上の変電施設(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。))に係る部分に限る。)、第十七号の二(高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器に係る部分に限る。)、第十八号から第二十号まで、第二十一号(地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、国の設置に係る特別支援学校、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人(イにおいて「学校法人」という。))の設置に係る幼稚園及び高等学校並びに国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所に係る部分に限る。)、第二十三号(国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第四号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条

第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十八項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）並びに同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条に規定する児童発達支援センター、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イにおいて同じ。）、保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び小規模保育事業の用に供する施設（同法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをいう。）並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園に係る部分に限る。）、第二十五号（地方公共団体の設置に係る火葬場に係る部分に限る。）、第二十六号（地方公共団体の設置に係るものに限る。）、第二十七号（地方公共団体が設置する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十七号の二（中間貯蔵施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）及び指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県のある区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。）、第三十一号（国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問の

第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援及び同条第十七項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）並びに同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条に規定する児童発達支援センター、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イにおいて同じ。）、保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び小規模保育事業の用に供する施設（同法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをいう。）並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園に係る部分に限る。）、第二十五号（地方公共団体の設置に係る火葬場に係る部分に限る。）、第二十六号（地方公共団体の設置に係るものに限る。）、第二十七号（地方公共団体が設置する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十七号の二（中間貯蔵施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。イにおいて同じ。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）及び指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県のある区域内において同法第十九条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するものに係る部分に限る。）、第三十一号（国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問の

ための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。）、第三十二号（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に係る部分に限る。）又は第三十四号（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する施設で一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するものに係る部分に限る。）の規定に該当するもの（これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）に関する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産

ロ・ハ 省 略

四ノ十二 省 略

六ノ九 省 略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第十八条の十一 省 略

二ノ九 省 略

10 施行令第二十五条の十の第十四項第十七号から第二十号の二までに規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第一号及び第二号に掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類を除く。）にあつては、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七条の七第四項から第七項までの規定又は施行令第二十五条の十二の四第四項の規定に準じて計算する場合においてその取得価額が当該株式等の取得価額の計算の基礎とされる株式等の取得に係る書類で第一号及び第二号に掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類を除く。）に相当するものを含むものとし、その書類に記載された取得をした株式等の数又は額面金額（当該書類に記載がされた取得年月日又は払込みに係る年月日後に当該株式等につき所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七条の七第四項から第七項までに規定する事由又は施行令第二十五条の十二の四第四項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた後に第一号に規定する取得者が有することとなつた株式等の数又は額面金額とし、第二号に掲げる書類にあつては、これらの数又は額面金額のうちその居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十の第十四項第三号に規定する贈与、相続又は遺贈により取得

ための施設並びに運転免許センターに係る部分に限る。）、第三十二号（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に係る部分に限る。）又は第三十四号（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する施設で一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するものに係る部分に限る。）の規定に該当するもの（これらのものに関する事業のために欠くことができない土地収用法第三条第三十五号に規定する施設を含む。）に関する事業に必要なものとして収用又は使用することができる資産

ロ・ハ 同 上

四ノ十二 同 上

六ノ九 同 上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第十八条の十一 同 上

二ノ九 同 上

10 同 上

をした株式等の数又は額面金額とする。)の合計数又は合計額が第三号に掲げる書類に記載された株式等の数又は額面金額以上である場合における当該書類に限る。)とする。

一 施行令第二十五条の十の第二十四項第十七号から第二十号の二までの上場株式等以外の株式等を有する者が次のイからホまでに掲げる書類において取得者(その書類においてその株式等を取得した者とされている者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。)とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類

イ 当該株式等につき作成された契約締結時等交付書面(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百条

第一項に規定する契約締結時等交付書面又は資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第百三十号)第十五条第一項第一号に規定する書面をいう。)、取引報告書(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第四十一条第一項(同法第六十五条の二第五項、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第五条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第百六十九条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第二百九条において準用する場合を含む。))に規定する取引報告書をいう。)、取引残高報告書(金融商品取引業等に関する内閣府令第九十八条第三号イに規定する取引残高報告書、同令附則第六条の規定による廃止前の証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)別表第八に規定する取引残高報告書及び金融商品取引業等に関する内閣府令附則第六条の規定による廃止前の金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)別表第十六に規定する取引残高報告書をいう。))又は受渡計算書(証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十三年内閣府令第三十二号)第一条の規定による改正前の証券会社に関する内閣府令別表第八に規定する受渡計算書及び証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十三年内閣府令

一同上

イ 当該株式等につき作成された契約締結時交付書面(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百条第

一項に規定する契約締結時交付書面又は資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第百三十号)第十六条に規定する契約締結時交付書面をいう。)、取引報告書(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第四十一条第一項(同法第六十五条の二第五項、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第五条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第百六十九条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第二百九条において準用する場合を含む。))に規定する取引報告書をいう。)、取引残高報告書(金融商品取引業等に関する内閣府令第九十八条第一項第三号イに規定する取引残高報告書、同令附則第六条の規定による廃止前の証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)別表第八に規定する取引残高報告書及び金融商品取引業等に関する内閣府令附則第六条の規定による廃止前の金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)別表第十六に規定する取引残高報告書をいう。))又は受渡計算書(証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十三年内閣府令第三十二号)第一条の規定による改正前の証券会社に関する内閣府令別表第八に規定する受渡計算書及び証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十三年内閣

第三十二号) 第三条の規定による改正前の金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第十に規定する受渡計算書をいう。) その他これらに相当する書類(当該株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄及び数又は額面金額並びに当該株式等の取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限る。)

ロ ホ 省 略

二・三 省 略

11
5 21 省 略

22 施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの電磁的記録とする。

一 次条第一項第二号イ(1)に掲げる署名用電子証明書及び同号イ(2)に掲げる情報が記録された電磁的記録

二 次条第一項第二号ロに掲げるカード代替電磁的記録

23
5 33 省 略

(特定口座開設届出書を提出する者の告知等)

第十八条の十二 法第三十七条の十一の三第四項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める電磁的記録とする。

一 番号既告知者(施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者をいう。次号及び第三項において同じ。) 以外の者 当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1) 署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。)

(2) 地方公共団体情報システム機構により電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。)が行われた(1)の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二

府令第三十二号) 第三条の規定による改正前の金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第十に規定する受渡計算書をいう。) その他これらに相当する書類(当該株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄及び数又は額面金額並びに当該株式等の取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限る。)

ロ ホ 同 上

二・三 同 上

11
5 21 同 上

22 施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する財務省令で定めるものは、次条第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された電磁的記録とする。

23
5 33 同 上

(特定口座開設届出書を提出する者の告知等)

第十八条の十二 同 上

一 番号既告知者(施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者をいう。次号及び第三項において同じ。) 以外の者 当該者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。)

ロ 地方公共団体情報システム機構により電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。)が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号)第一条第二号に規定する個人識別事項をいう

十六年内閣府・総務省令第三号) 第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。)に係る情報で、同令第三条第一号の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

(3) (1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

ロ カード代替電磁的記録(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項の規定により送信をされたものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。)で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二 番号既告知者 当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記

録
イ 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1) 署名用電子証明書

(2) (1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

ロ カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

2
5 省 略

6 金融商品取引業者等の営業所の長が施行令第二十五条の十の三第五項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施行令第二十五条の十の三第二項に規定する書類の提示若しくは署名用電子証明書等の送信をした個人又は同条第五項に規定する特定通知等(次号において「特定通知等」という。)に係る個人の氏名、住所及び個人番号

二 当該提示若しくは送信又は特定通知等を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信若しくは当該特定通知等を受けた旨

三 省 略

。)に係る情報で、同令第三条第一号の規定により総務大臣が定めるもの

ハ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二 番号既告知者 当該番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書

ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

2
5 同 上

一 施行令第二十五条の十の三第二項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をした個人の氏名、住所及び個人番号

二 当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

三 同 上

7 省 略

8 施行令第二十五条の十の三第五項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の

内閣府、デジタル庁、

管理等に関する法律施行規則（令和六年財 務 省、厚生労働省、令第

農林水産省、経済産業省

一号）第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同
条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

（特定口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十三の五 省 略

2 省 略

3 第一項（第十二項において準用する場合を含む。）の場合において、

第一項の金融商品取引業者等が、居住者又は恒久的施設を有する非居住
者が同項の特定口座において行つた特定口座内保管上場株式等の譲渡又
は信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき契約締結時等交付書面（金
融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時等
交付書面をいう。）及び取引残高報告書（同令第九十八条第三号イに規
定する取引残高報告書をいう。）の交付を当該居住者又は恒久的施設を
有する非居住者に対して行つているときは、当該金融商品取引業者等は
、第一項の規定にかかわらず、当該居住者又は恒久的施設を有する非居
住者に交付する特定口座年間取引報告書には、これらの書類の交付を行
つた当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場株
式等の譲渡に係る前項第五号に掲げる事項の記載は、要しない。

4 13 省 略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の十四の二 省 略

2 5 省 略

6 施行令第二十五条の十一の二第十二項第六号に規定する財務省令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

一 3 省 略

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第

7 同 上

（特定口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十三の五 同 上

2 同 上

3 第一項（第十二項において準用する場合を含む。）の場合において、

第一項の金融商品取引業者等が、居住者又は恒久的施設を有する非居住
者が同項の特定口座において行つた特定口座内保管上場株式等の譲渡又
は信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき契約締結時交付書面（金
融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時交
付書面をいう。）及び取引残高報告書（同令第九十八条第一項第三号イに
規定する取引残高報告書をいう。）の交付を当該居住者又は恒久的施設
を有する非居住者に対して行つているときは、当該金融商品取引業者等
は、第一項の規定にかかわらず、当該居住者又は恒久的施設を有する非
居住者に交付する特定口座年間取引報告書には、これらの書類の交付を
行つた当該特定口座内保管上場株式等の譲渡又は信用取引等に係る上場
株式等の譲渡に係る前項第五号に掲げる事項の記載は、要しない。

4 13 同 上

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第十八条の十四の二 同 上

2 5 同 上

6 同 上

一 3 同 上

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第

十八号から第二十四号までに掲げる事項

五 省 略

7 〃 9 省 略

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

第十八条の十五 省 略

2 〃 4 省 略

5 法第三十七条の十三第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 〃 三 省 略

四 次のいずれかの会社であること。

イ 法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合(第八項第一号ハ並びに第九項第二号ハ及びニにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。)を通じ、その発行する特定株式を払込みにより取得(同条第一項に規定する取得をいう。第九項第二号ロ及びニ並びに第十九項第二号を除き、以下この条において同じ。)をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者(ロ並びに第八項第一号ニ及び第九項第二号ホにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。)から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務(同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第七項及び第八項第一号ニ(2)において同じ。)により、その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

6 〃 7 省 略

8 法第三十七条の十三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあつては、同条第一項に規定する控除対象特定株式を取得した日の属する年中の同号イからハまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

十八号から第二十三号までに掲げる事項

五 同 上

7 〃 9 同 上

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等)

第十八条の十五 同 上

2 〃 4 同 上

5 同 上

一 〃 三 同 上

四 同 上

イ 法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合(第八項第一号ハにおいて「認定投資事業有限責任組合」という。)を通じ、その発行する特定株式を払込みにより取得(同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

ロ 法第三十七条の十三第一項第二号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者(ロ及び第八項第一号ニにおいて「認定少額電子募集取扱業者」という。)から積極的な指導を受ける会社であり、かつ、当該認定少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務(同条第一項第二号ロに規定する電子募集取扱業務をいう。第七項及び第八項第一号ニ(2)において同じ。)により、その発行する特定株式を払込みにより取得をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で前項第一号に定める契約を締結する会社

6 〃 7 同 上

8 同 上

一 同 上

イ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社（中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号イ又はロに該当する会社に限る。）が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ハ、ニ、次号及び第十六項において同じ。）において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)・(2) 省 略

(3) 当該特定株式が特例控除対象特定株式（施行令第二十五条の十二第二項に規定する特例控除対象特定株式をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第一号に定める要件に該当するものであること。

(4) 省 略

ロ 省 略

ハ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した同号イに掲げる特定株式である場合 当該特定株式に係る認定投資事業有限責任組合の当該特定株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）及び当該認定投資事業有限責任組合が第六項の認定を受けたものであることを証する書類の写し

(1)・(2) 省 略

(3) 当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当する場合には、当該特定中小会社が第十六項第二号に定める要件に該当するものであること。

(4) 省 略

ニ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社が発行した同号ロに掲げる特定株式である場合 当該特定株式に係る認定少額電子募集取扱業者の当該特定株式に係る基準日において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）及び当該認定少額電子募集取扱業者が前項の認定を受けたものであることを証する書類

イ 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社（中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号イ又はロに該当する会社に限る。）が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式に係る基準日（第一項各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める日をいう。ハ、ニ、次号及び第十項において同じ。）において(1)から(3)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（(4)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)・(2) 同 上

(3) 当該特定株式が特例控除対象特定株式（施行令第二十五条の十二第八項に規定する特例控除対象特定株式をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第一号に定める要件に該当するものであること。

(4) 同 上

ロ 同 上

ハ 同 上

(1)・(2) 同 上

(3) 当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第二号に定める要件に該当するものであること。

(4) 同 上

ニ 同 上

の写し

(1)・(2) 省略

(3) 当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当する場合には、当該特定中小会社が第十六項第二号に定める要件に該当するものであること。

(4) 省略

ホ 省略

二五 省略

六 施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額（同号に規定する取得に要した金額をいう。次項第二号ロ及びニを除き、以下この条において同じ。）の計算に関する明細書（施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとの同条第四項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該(1)又はロ(1)に掲げる金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十一項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

七 省略

9 法第三十七条の十三第五項（同条第九項第二号において準用する場合

を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については、その年分の確定申告書の提出の時ににおいて明らかであるものに限る。）とする。

一 法第三十七条の十三第一項第一号又は第二号に定める特定株式をその年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである旨

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該特定株式を発行する特定中小会社

(1)・(2) 同上

(3) 当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当する場合には、当該特定中小会社が第十項第二号に定める要件に該当するものであること。

(4) 同上

ホ 同上

二五 同上

六 施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号、次項及び第十一項において同じ。）の計算に関する明細書（同条第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとの同条第四項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第七項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

七 同上

の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

ロ その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に係る新株予約権の行使により当該特定株式を払込みにより同項に規定する取得をする見込みである場合 当該新株予約権を発行する特定中小会社の名称並びに当該新株予約権の取得に要した金額（当該新株予約権をその年の翌年中に取得をする見込みである場合にあっては、取得に要する金額の見込額を含む。）及び行使をする予定年月日

ハ その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合（二に掲げる場合に該当する場合を除く。） 次に掲げる事項

(1) 当該特定株式を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

(2) 既に当該取得に係る認定投資事業有限責任組合に対し出資を行った場合には、当該認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該出資を行った金額及び年月日

ニ その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式に係る新株予約権（認定投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従って取得をしたものに限る。）の行使により当該特定株式を払込みにより同項に規定する取得をする見込みである場合 次に掲げる事項

(1) 当該新株予約権を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該新株予約権の取得に要した金額（当該新株予約権をその年の翌年中に取得をする見込みである場合にあっては、取得に要する金額の見込額を含む。）及び行使をする予定年月日

(2) 既に当該取得に係る認定投資事業有限責任組合に対し出資を行った場合には、当該認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該出資を行った金額及び年月日

ホ その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合 当該特定株式

を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定少額電子募集取扱業者の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

三| その他参考となるべき事項

10| 法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 法第三十七条の十三第十項の還付請求書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。同号において同じ。）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二| 前号の請求書に係る特定株式控除未済額（法第三十七条の十三第三項に規定する特定株式控除未済額をいう。以下この条において同じ。）が生じた年の前年分の法第三十七条の十三第四項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額

三| 法第三十七条の十三第三項の規定の適用を受けようとする特定株式控除未済額

四| 第一号の請求書をその提出期限後に提出しようとする場合には、当該請求書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

五| その他参考となるべき事項

11| 法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一| 各相続人等（法第三十七条の十三第九項に規定する相続人等という。第四号及び次項において同じ。）の氏名、住所及び個人番号並びに被相続人との続柄

二| 法第三十七条の十三第六項の規定の適用を受けようとする特定株式

控除未済額

三 法第三十七条の十三第六項の死亡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地

四 相続人等が二人以上ある場合には、各相続人等別の還付を受けようとする所得税の額

12 施行令第二十五条の十二第八項ただし書の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第八項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人等の個人番号は、記載することを要しない。

13 法第三十七条の十三第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 その年中に取得をした施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受ける場合 特定株式控除未済額の計算に関する明細書（同項に規定する適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額、同号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとの施行令第二十五条の十二第四項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細並びに同条第七項の規定により計算した金額の計算に関する明細の記載があるものとし、同条第十項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ(2)又はロ(2)に掲げる金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十一項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に規定する特定株式控除未済額の計算に関する明細書及び第八項に規定する書類（同項第五号及び第六号に掲げる書類を除く。）

14 施行令第二十五条の十二第十項第二号イ(1)に規定する財務省令で定める

9 施行令第二十五条の十二第七項第二号イに規定する財務省令で定める

る金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中に取得をした控除対象特定株式（施行令第二十五条の第十二第十項に規定する控除対象特定株式をいう。以下この条において同じ。）の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- 二 その年に同項の規定の適用を受けた金額

二 省 略

- 15| 施行令第二十五条の第十二第十項第二号イ②に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額
- 二 その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合 当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額に、当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額と当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

- 16| 施行令第二十五条の第十二第十一項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一・二 省 略

- 17| 施行令第二十五条の第十二第十一項に規定する適用を受けた金額として財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省 略

- 18| 施行令第二十五条の第十二第十一項に規定する還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額として財務省令で定める金額は、次の各号に掲げ

る金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中に取得をした控除対象特定株式（施行令第二十五条の第十二第七項に規定する控除対象特定株式をいう。次号及び第十一項第二号において同じ。）の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- 二 その年に同項の規定の適用を受けた金額

二 同 上

- 10| 施行令第二十五条の第十二第八項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一・二 同 上

- 11| 施行令第二十五条の第十二第八項に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 同 上

る場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額

二 その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合 当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額に、当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限り。）の取得に要した金額と当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

19

施行令第二十五条の十二第十二項に規定する財務省令で定める譲渡は、次に掲げる特例適用控除対象特定株式（同項に規定する特例適用控除対象特定株式をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 当該特例適用控除対象特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

二 その年十二月三十一日において、当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）の株式の取得（購入による取得に限る。）により当該特定中小会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる法人に対する当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

三 当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

四 法第三十七条の十三第三項第二号又は第三号に規定する事由による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

- 五 当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社の行う株式交換又は株式移転による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡
- 六 当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡
- 七 法第三十七条の十三の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社について、同項第一号の清算（特別清算に限る。）が結了した場合又は施行令第二十五条の十二の三第三項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合における当該譲渡に限る。）
- 八 所得税法第五十九条第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（同項第一号に規定する相続又は遺贈が生じた場合における当該譲渡に限る。）
- 九 所得税法第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈により同項に規定する非居住者に移転した場合における当該譲渡に限る。）

20

施行令第二十五条の第十二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する特定中小会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定中小会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知った旨及び当該特定中小会社の同項に規定する特定株式の払込みによる取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の譲渡又は贈与に係るその譲渡又は贈与ごとの次に掲げる事項とする。

- 一 当該譲渡又は贈与をした年月日
- 二 当該譲渡又は贈与をした株式の数及び当該譲渡又は贈与の直後において有する株式の数
- 三 当該譲渡が前項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる譲渡に

12

施行令第二十五条の第十二第九項に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株式について同条第八項の規定の適用がある旨とする。

13

施行令第二十五条の第十二第十項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する特定中小会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定中小会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知った旨、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の事項とする。

該当する場合には、当該各号に該当する旨
その他参考となるべき事項

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第十八条の十五の二 省 略

2 法第三十七条の十三の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、控除対象設立特定株式（同条第一項に規定する控除対象設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）の取得（法第三十七条の十三第一項に規定する取得をいう。第八項第二号を除き、以下この条において同じ。）をした日の属する年中の第三号イからハまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）とする。

一 特定株式会社（施行令第二十五条の十二の二第一項第一号に規定する特定株式会社をいう。以下この条において同じ。）から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式会社が発行した設立特定株式（法第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式をいう。以下この項、次項第一号及び第二号並びに第七項第一号において同じ。）に係る基準日（当該特定株式会社のその設立の日の属する年十二月三十一日をいう。）においてイ及びロに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（ハに掲げる事項の記載があるものに限る。）

イ 省 略

ロ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株式会社の発起人に該当すること及び当該設立特定株式の取得が当該発起人としての払込み（法第三十七条の十三第一項に規定する払込みをいう。以下この条において同じ。）によりされたものであること。

ハ 省 略

二 五 省 略

六 施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号並びに第七項第一号及び第八項第八号において同じ。）

（の計算に関する明細書（同条第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第十八条の十五の二 同 上

2 法第三十七条の十三の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、控除対象設立特定株式（同条第一項に規定する控除対象設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）の取得（法第三十七条の十三第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした日の属する年中の同号イからハまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）とする。

一 特定株式会社（施行令第二十五条の十二の二第一項第一号に規定する特定株式会社をいう。以下この項及び第五項において同じ。）から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式会社が発行した設立特定株式（法第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）に係る基準日（当該特定株式会社のその設立の日の属する年十二月三十一日をいう。）においてイ及びロに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（ハに掲げる事項の記載があるものに限る。）

イ 同 上

ロ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株式会社の発起人に該当すること及び当該設立特定株式の取得が当該発起人としての払込み（法第三十七条の十三第一項に規定する払込みをいう。以下この項において同じ。）によりされたものであること。

ハ 同 上

二 五 同 上

六 施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細書（同号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとの同条第三項の控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載がある

得をした設立特定株式の銘柄ごとの同条第四項の控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

七 施行令第二十五条の十二の二第三項に規定する控除対象設立特定株式数の計算に関する明細書（当該控除対象設立特定株式数並びに当該控除対象設立特定株式数に係る同項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした設立特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

3| 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の第十三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については、その年分の確定申告書の提出の時にいて明らかであるものに限る。）とする。

一 設立特定株式をその年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである旨

二 その年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである設立特定株式を発行する特定株式会社名称並びに当該設立特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

三 その他参考となるべき事項

4| 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の第十三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の第十三項の還付請求書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。同号において同じ。）並びに住所（国内に住所がない

ものに限るものとし、同条第七項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

七 施行令第二十五条の十二の二第四項に規定する控除対象設立特定株式数の計算に関する明細書（当該控除対象設立特定株式数並びに当該控除対象設立特定株式数に係る同項第一号及び第二号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する払込みにより取得をした設立特定株式の当該取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日その他参考となるべき事項の記載があるものに限る。）

場合には、居所地」と納税地とが異なる場合には、その納税地

- 二 前号の請求書に係る設立特定株式控除未済額（法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額をいう。次号、次項第二号及び第七項第一号において同じ。）が生じた年の前年分の同条第四項において準用する法第三十七条の十三第四項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額

- 三 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三

第三項の規定の適用を受けようとする設立特定株式控除未済額

- 四 第一号の請求書とその提出期限後に提出しようとする場合には、当該請求書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

- 五 その他参考となるべき事項

- 5 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 各相続人等（法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第九項に規定する相続人等をいう。第四号及び次項において同じ。）の氏名、住所及び個人番号並びに被相続人との続柄

- 二 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項の規定の適用を受けようとする設立特定株式控除未済額

- 三 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項の死亡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所）と納税地とが異なる場合には、その納税地

- 四 相続人等が二人以上ある場合には、各相続人等別の還付を受けようとする所得税の額

- 6 施行令第二十五条の十二の二第七項において準用する施行令第二十五条の十二第八項ただし書の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第八項ただし書

の規定により氏名を付記する他の相続人等の個人番号は、記載することを要しない。

7| 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の第十三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 その年中に取得をした施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受ける場合 設立特定株式控除未済額の計算に関する明細書（同項に規定する適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額、同号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとの施行令第二十五条の十二の二第四項の控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

8| 二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に規定する設立特定株式控除未済額の計算に関する明細書及び第二項に規定する書類（同項第五号及び第六号に掲げる書類を除く。）

施行令第二十五条の十二の二第九項に規定する財務省令で定める譲渡は、次に掲げる適用控除対象設立特定株式（同項に規定する適用控除対象設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 当該適用控除対象設立特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

二 その年十二月三十一日において、当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）の株式の取得（購入による取得に限る。）により当該特定株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる法人に対する当該適用控除対象設立特定株式

の譲渡

- 三 当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社を法人税法第二十一条に規定する被合併法人とする合併による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡
- 四 法第三十七条の十第三項第二号又は第三号に規定する事由による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡
- 五 当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社の行う株式交換又は株式移転による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡
- 六 当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡
- 七 法第三十七条の十三の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社について、同項第一号の清算（特別清算に限る。）が結了した場合又は施行令第二十五条の十二の三第三項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合における当該譲渡に限る。）
- 八 当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社の役員等（法人税法第二十五条に規定する役員又は重要な使用人をいう。）に対する当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（当該譲渡の対価の額が、当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数に対応する当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額以上であるものに限る。）
- 九 所得税法第五十九条第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（同項第一号に規定する相続又は遺贈が生じた場合における当該譲渡に限る。）
- 十 所得税法第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈により同項に規定する非居住者に移転した場合における当該譲渡に限る。）

3 |

施行令第二十五条の十二の二第八項前段に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株

9| 施行令第二十五条の十二の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名並びに同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株式の譲渡又は贈与をした旨、当該譲渡又は贈与をした当該同一銘柄株式の数及びその年月日とする。

10| 施行令第二十五条の十二の二第十三項に規定する財務省令で定める事項は、同項の特定株式会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定株式会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知つた旨及び当該特定株式会社の同項に規定する設立特定株式の払込みによる取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の譲渡又は贈与に係るその譲渡又は贈与ごとの次に掲げる事項とする。

一 当該譲渡又は贈与をした年月日

二 当該譲渡又は贈与をした株式の数及び当該譲渡又は贈与の直後において有する株式の数

三 当該譲渡が第八項各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げる譲渡に該当する場合には、当該各号に該当する旨

四 その他参考となるべき事項

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第十八条の十五の二の二 省 略

2 省 略

3 法第三十七条の十三の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 省 略

四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ その年において法第三十七条の十三の三第四項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者に特定株式の施行令第二十五条の十二の三第九項第一号に規定する譲渡に係る同号又は同項第二号に定める金額がある場合 次に掲げる書類

(1) 当該特定株式の譲渡に係る金融商品取引法第二条第九項に規定

式について同条第七項の規定の適用がある旨とする。

4| 施行令第二十五条の十二の二第八項後段に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名並びに同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株式の譲渡又は贈与をした旨、当該譲渡又は贈与をした当該同一銘柄株式の数及びその年月日とする。

5| 施行令第二十五条の十二の二第九項に規定する財務省令で定める事項は、同項の特定株式会社が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者につき当該特定株式会社の株式の譲渡又は贈与があつたことを知つた旨、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の事項とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第十八条の十五の二の二 同 上

2 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

(1) 当該特定株式の譲渡に係る金融商品取引法第二条第九項に規定

する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二十一条に規定する登録金融機関から交付を受けた当該特定株式の譲渡に係る契約締結時等交付書面（金融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時等交付書面をいう。）

(2) (4) 省 略

4 〽 10 省 略

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）
第十八条の十五の三 省 略

2 〽 6 省 略

7 施行令第二十五条の十三第十七項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの電磁的記録とする。

- 一 所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イ(1)に掲げる署名用電子証明書及び同号イ(2)に掲げる情報が記録された電磁的記録
- 二 所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号ロに掲げるカード代替電磁的記録

8・9 省 略

10 法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同号ロに規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号に規定する財務省令で定める書類、同条第十九項に規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類又は同条第二十項若しくは第二十二項に規定する財務省令で定める書類は、勘定廃止通知書記載事項（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十八項第五号イにおいて同じ。）又は非課税口座廃止通知書記載事項（同条第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十六項から第二十八項までにおいて同じ。）の記載がある書類で勘定廃止通知書（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において

する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二十一条に規定する登録金融機関から交付を受けた当該特定株式の譲渡に係る契約締結時交付書面（金融商品取引業等に関する内閣府令第百条第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。）

(2) (4) 同 上

4 〽 10 同 上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）
第十八条の十五の三 同 上

2 〽 6 同 上

7 施行令第二十五条の十三第十七項第一号に規定する財務省令で定めるものは、所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された電磁的記録とする。

8・9 同 上

10 法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同号ロに規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号に規定する財務省令で定める書類、同条第十九項に規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類又は同条第二十項に規定する財務省令で定める書類は、勘定廃止通知書記載事項（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十八項第五号イにおいて同じ。）又は非課税口座廃止通知書記載事項（同条第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十六項から第二十八項までにおいて同じ。）の記載がある書類で勘定廃止通知書（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。及び非課税

同じ。)及び非課税口座廃止通知書(法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。)に該当しないものとする。

11 法第三十七条の十四第五項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の法第三十七条の十四第十三項に規定する提出の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは前項に規定する財務省令で定める書類(非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。))又は勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項若しくは電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項をいう。以下この条において同じ。)に記載若しくは記録がされた整理番号又は法第三十七条の十四第七項の規定により提供を受けた整理番号(当該提出者が同条第三十二項又は第三十三項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号)

三・四 省 略

12・13 省 略

14 施行令第二十五条の十三第三十三項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施行令第二十五条の十三第三十五項に規定する書類の提示若しくは署名用電子証明書等(法第三十七条の十四第八項に規定する署名用電

口座廃止通知書(法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。)に該当しないものとする。

11 同 上

一 同 上

二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の法第三十七条の十四第十三項に規定する提出の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若しくは前項に規定する財務省令で定める書類(非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。))又は勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項若しくは電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項をいう。以下この条において同じ。)に記載若しくは記録がされた整理番号又は法第三十七条の十四第七項の規定により提供を受けた整理番号(当該提出者が同条第三十一項又は第三十二項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号)

三・四 同 上

12・13 同 上

14 同 上

一 施行令第二十五条の十三第三十五項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等(法第三十七条の十四第八項に規定する署名用電

子証明書等をいう。次号及び第二十二項第二号並びに第十八条の十五の十第十九項において同じ。）の送信をした居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は施行令第二十五条の十三第三十三項に規定する特定通知等（次号において「特定通知等」という。）に係る居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号

二 当該提示若しくは送信又は特定通知等を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信若しくは当該特定通知等を受けた旨

三省略

16 15
施行令第二十五条の十三第三十三項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報

の提供とし、同項に規定する非課税口座開設届出書又は帰国届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号とする。

17 24 省略

25 法第三十七条の十四第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税口座廃止届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所（その者が継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者をいう。第三十項において同じ。）であり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（同条第二十三項第一号に規定する帰国をいう。第三十項第六号及び第三十二項第二号並びに第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合）には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十三項に規定する出国をいう。第三十項及び第三十一項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）

二 五 省略

明書等をいう。次号及び第二十二項第二号並びに第十八条の十五の十第十九項において同じ。）の送信をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号

二 当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

三省同上

16 15
同 上
施行令第二十五条の十三第三十三項に規定する非課税口座開設届出書又は帰国届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号とする。

25 17 24 同上

一 非課税口座廃止届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所（その者が継続適用届出書提出者（法第三十七条の十四第五項第二号に規定する継続適用届出書提出者をいう。第三十項において同じ。）であり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（同条第二十二項第一号に規定する帰国をいう。第三十項第六号及び第三十二項第二号並びに第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合）には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十二項に規定する出国をいう。第三十項及び第三十一項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）

二 五 同上

26
29 省略

30 法第三十七条の十四第二十三項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 継続適用届出書提出者に係る法第三十七条の十四第二十三項第一号に規定する給与等の支払者（次号において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地

三 九 省略

31 法第三十七条の十四第二十三項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四第二十三項第二号の届出書（以下この項、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第九号において「出国届出書」という。）の提出（法第三十七条の十四第二十三項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九第二項第九号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 六 省略

32 法第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 帰国届出書（法第三十七条の十四第二十五項に規定する帰国届出書をいう。第三号並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第三号及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 五 省略

33 法第三十七条の十四第二十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第三十七条の十四第二十八項の規定による提供の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は第十一項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 省略

四 当該非課税口座に係る特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の法第三十七条の十四第二十八項に規定する政令で定める金額

26
29 同上

30 法第三十七条の十四第二十二項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 継続適用届出書提出者に係る法第三十七条の十四第二十二項第一号に規定する給与等の支払者（次号において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地

三 九 同上

31 法第三十七条の十四第二十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十七条の十四第二十二項第二号の届出書（以下この項、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第九号において「出国届出書」という。）の提出（法第三十七条の十四第二十二項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九第二項第九号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二 六 同上

32 法第三十七条の十四第二十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 帰国届出書（法第三十七条の十四第二十四項に規定する帰国届出書をいう。第三号並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第三号及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 五 同上

33 法第三十七条の十四第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 法第三十七条の十四第二十七項の規定による提供の日以前の直近に提出若しくは提供を受けた非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた整理番号又は第十一項第二号に規定する提供を受けた整理番号

三 同上

四 当該非課税口座に係る特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の法第三十七条の十四第二十七項に規定する政令で定める金額

五 当該非課税口座に係る特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の法第三十七条の十四第二十八項に規定する政令で定める金額

六 省 略

34 法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する基準額提供事項（以下この条において「基準額提供事項」という。）を同項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第四項及び第六項の規定の例による。

35 法第三十七条の十四第二十八項に規定する財務省令で定める方法は、認定電子計算機（同項の金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機であつて国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三十七項までにおいて「特定ファイル」という。）に基準額提供事項を記録し、かつ、同条第二十八項に規定する所轄税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該基準額提供事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法とする。

36 38 省 略

39 法第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十七条の十四第二十八項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた基準額提供事項のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る第十一項第二号の整理番号

三 法第三十七条の十四第三十項に規定する特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額

四 省 略

40 施行令第二十五条の十三第四十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十七条の十四第三十一項の承認を受けようとする旨

三 法第三十七条の十四第三十一項に規定する提供事項を提供しようとする旨

五 当該非課税口座に係る特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の法第三十七条の十四第二十七項に規定する政令で定める金額

六 同 上

34 法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長が同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する基準額提供事項（以下この条において「基準額提供事項」という。）を同項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第四項及び第六項の規定の例による。

35 法第三十七条の十四第二十七項に規定する財務省令で定める方法は、認定電子計算機（同項の金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機であつて国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三十七項までにおいて「特定ファイル」という。）に基準額提供事項を記録し、かつ、同条第二十七項に規定する所轄税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該基準額提供事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法とする。

36 38 同 上

39 法第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた基準額提供事項のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に係る第十一項第二号の整理番号

三 法第三十七条の十四第二十九項に規定する特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額

四 同 上

40 同 上

一 同 上

二 法第三十七条の十四第三十項の承認を受けようとする旨

三 法第三十七条の十四第三十項に規定する提供事項を提供しようとする旨

する税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 省 略

41 法第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第四十項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四十一項又は第四十三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

（金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項）

第十八条の十五の五 施行令第二十五条の十三の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十五条の十三の三第一項に規定する移管先の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十三項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第二十三項に規定する提出をいう。第十八条の十五の七第二項第二号及び第十八条の十五の九第二項第一号において同じ。）があつた日からその者に係る法第三十七条の十四第二十五項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にその移管がされた場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二 七 省 略

（非課税口座開設者死亡届出書の記載事項等）

第十八条の十五の七 省 略

2 施行令第二十五条の十三の五に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 被相続人（遺贈をした者を含む。次号及び第十八条の十五の九第二項において同じ。）の氏名、生年月日及び死亡の時における住所（その者が法第三十七条の十四第二十三項の規定による継続適用届出書の

る税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 同 上

41 法第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第四十項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四十一項又は第四十三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

（金融商品取引業者等において事業譲渡等があつた場合に提供すべき事項）

第十八条の十五の五 同 上

一 施行令第二十五条の十三の三第一項に規定する移管先の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管がされた非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十二項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第二十二項に規定する提出をいう。第十八条の十五の七第二項第二号及び第十八条の十五の九第二項第一号において同じ。）があつた日からその者に係る法第三十七条の十四第二十四項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にその移管がされた場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二 七 同 上

（非課税口座開設者死亡届出書の記載事項等）

第十八条の十五の七 同 上

2 同 上

一 同 上

二 被相続人（遺贈をした者を含む。次号及び第十八条の十五の九第二項において同じ。）の氏名、生年月日及び死亡の時における住所（その者が法第三十七条の十四第二十二項の規定による継続適用届出書の

提出をしたものであり、かつ、その者がその死亡の時に於いて帰国をしていなかったものである場合には、その者の出国の日の前日の住所）並びに死亡年月日

三・四 省 略

（金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等）

第十八条の十五の八 省 略

2 法第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項、第二十項若しくは第二十八項又は施行令第二十五条の十三の二第六項若しくは第二十五条の十三の三第二項の規定により提供すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならない。

3・4 省 略

（非課税口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十五の九 省 略

2 法第三十七条の十四第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、同項の非課税口座に係る次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十三項の規定による継続適用届出書の提出があつた日からその者に係る同条第二十五項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にこの非課税口座年間取引報告書を作成する場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二・八 省 略

九 当該非課税口座につき法第三十七条の十四第二十七項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、当該みなされることとなつた日及び出国届出書又は継続適用届出書の提出年月日

十・十一 省 略

3・4 省 略

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

提出をしたものであり、かつ、その者がその死亡の時に於いて帰国をしていなかったものである場合には、その者の出国の日の前日の住所）並びに死亡年月日

三・四 同 上

（金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等）

第十八条の十五の八 同 上

2 法第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項、第二十項若しくは第二十七項又は施行令第二十五条の十三の二第六項若しくは第二十五条の十三の三第二項の規定により提供すべき氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならない。

3・4 同 上

（非課税口座年間取引報告書の記載事項等）

第十八条の十五の九 同 上

2 法第三十七条の十四第三十四項に規定する財務省令で定める事項は、同項の非課税口座に係る次に掲げる事項とする。

一 当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、住所（その者に係る法第三十七条の十四第二十二項の規定による継続適用届出書の提出があつた日からその者に係る同条第二十四項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にこの非課税口座年間取引報告書を作成する場合には、その者の出国の日の前日の住所）及び個人番号

二・八 同 上

九 当該非課税口座につき法第三十七条の十四第二十六項の規定により非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、当該みなされることとなつた日及び出国届出書又は継続適用届出書の提出年月日

十・十一 同 上

3・4 同 上

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第十八条の十五の十 省 略

25 24 省 略

25 第十八条の十五の三第一項、第十四項から第十六項まで、第二十項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十九項、第四十項及び第四十一項、第十八条の十五の四（第三項を除く。）、第十八条の十五の五（第四号を除く。）、第十八条の十五の七並びに第十八条の十五の八の規定（以下この項及び次項において「非課税口座に関する規定」という。）は、法第三十七条の十四の第十二項、第十六項第二号、第二十四項各号及び第二十五項並びに施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令第二十五条の十三第三項、第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで並びに第二十五条の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く。）、第二十五条の十三の三、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六の規定を適用する場合について準用する。この場合において、非課税口座に関する規定中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第二十項において準用する施行令」と、
「非課税口座異動届出書」とあるのは「未成年者口座異動届出書」と、
「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、
「非課税口座廃止通知書」とあるのは「未成年者口座廃止通知書」と、
「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる非課税口座に関する規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の十五の三第一項、第十八条の十五の三第二十一項	省 略	省 略
第十八条の十五の三第二十九項	省 略	省 略
第十八条の十五の三第四十項及三十一項	第三十七条の十四第二十五項	第三十七条の十四の二第二十五項

第十八条の十五の十 同 上

25 24 同 上

同 上	同 上	同 上
第三十七條の十四第三十項	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

第十八条の十五の四第一項	第十八条の十五の四第四項、第十八条の十五の見出し	第十八条の十五の八第一項	第十八条の十五の八第二項	第十八条の十五の八第三項	第十八条の十五の八第四項	び第四十一項
省略	省略	省略	第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項、第二十項若しくは第二十八項	省略	省略	
省略	省略	省略	第三十七条の十四の二十第五項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項	省略	省略	

26・27 省略

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）
第十八条の十九 省略

25 省略

6 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハ及びニに規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 同号

同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	

26・27 同上

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）
第十八条の十九 同上

25 同上

6 同上

一 施行令第二十五条の十七第七項第二号ハに掲げる公益法人等 同号

ハに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十三条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二 省 略

7 省 略

8 施行令第二十五条の十七第九項に規定する財務省令で定める書類は、同項の公益法人等の当該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度に係る次の各号に掲げる公益法人等の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

三 前項第三号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第四十一条第一項第三号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

四・五 省 略

9 〽 15 省 略

16 施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。次項において「公益認定法施行規則」という。）第六十七条第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額

二 省 略

17 公益認定法施行規則第六十八条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 公益認定法施行規則第六十八条第三項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額

二 省 略

ハに規定する財産につき、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第三十条第一項第一号から第三号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法

二 同 上

7 同 上

8 同 上

一・二 同 上

三 前項第三号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する基本金への組み入れがあつたことを確認できる学校法人会計基準第三十六条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し

四・五 同 上

9 〽 15 同 上

16 同 上

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。次項において「公益認定法施行規則」という。）第四十九条第一号に掲げる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）と同条第二号に掲げる額との合計額

二 同 上

17 公益認定法施行規則第五十条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十五条の十七第二十三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当初法人の法第四十条第八項に規定する公益目的取得財産残額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 公益認定法施行規則第五十条第三項第一号に掲げる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）と同項第二号に掲げる額との合計額

二 同 上

18
32 省 略

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十 省 略

235 省 略

36 法第四十条の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係会社（第五号において「添付対象外国関係会社」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報を記載した書類）とする。

一 省 略

二 本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額に對する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残額に對する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に對する法人税に相当する税を除く。以下この号において同じ。）に關する法令（当該法人所得税に關する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に關する法令）により課される税に關する申告書で各事業年度に係るもの

写し

三5 省 略

37 省 略

38 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日の属する年（その年分の所得税につき確定申告書を提出する年に限る。）の翌年三月十五日の翌日をいう。

39 第三十六項の規定は、法第四十条の四第十二項に規定する財務省令で

18
32 同 上

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第十八条の二十 同 上

235 同 上

36 法第四十条の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係会社（第七号において「添付対象外国関係会社」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報を記載した書類）とする。

一 同 上

二 各事業年度の株主資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに準ずるもの

三 第一号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書

四 本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に對する法人税に相当する税、法人税法施行令第一百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）に關する法令（当該法人所得税に關する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に關する法令）により課される税に關する申告書で各事業年度に係るもの

写し

五7 同 上

37 同 上

38 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年（その年分の所得税につき確定申告書を提出する年に限る。）の翌年三月十五日の翌日をいう。

39 第三十六項の規定は、法第四十条の四第十二項に規定する財務省令で

定める書類について準用する。この場合において、第三十六項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第五号中「第四十条の四第十一項」とあるのは「第四十条の四第十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。

（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十の二 省 略

2512 省 略

13 法第四十条の七第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係法人（以下この項において「添付対象外国関係法人」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 省 略

二 添付対象外国関係法人の本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税を除く。以下この号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

定める書類について準用する。この場合において、第三十六項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第七号中「第四十条の四第十一項」とあるのは「第四十条の四第十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。

（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第十八条の二十の二 同 上

2512 同 上

13 同 上

一 同 上

二 添付対象外国関係法人の各事業年度の株主資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに準ずるもの

三 第一号に掲げるものに係る勘定科目内説明細書

四 添付対象外国関係法人の本店所在地国の法人所得税（施行令第二十五条の十九第一項第一号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第一百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

三〇五 省 略

14 省 略

15 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日の属する年（その年の所得税につき確定申告書を提出する年に限る。）の翌年三月十五日の翌日をいう。

16 省 略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等）

第十八条の二十一 省 略

2〇7 省 略

8 法第四十一条第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に前項に規定する明細書（当該金額の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額に係る施行令第二十六条の二第一項又は第三項ただし書の規定により同条第一項に規定する書類の交付を受けた場合には、当該明細書及び同項に規定する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この条、第十八条の二十三第二項及び第三項並びに第十八条の二十三の二の二第十一項において同じ。）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 その者のその居住の用に供する家屋が、新築をした法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により当該居住用家屋とみなされた同項に規定する特例居住用家屋を含む。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされた同項に規定する特例認定住宅等を含む。）である場合 次に掲げる書類

イ ト 省 略

チ その家屋が令和六年一月一日以後に法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したものである場合には、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で当該家屋が同条第二十

五〇七 同 上

14 同 上

15 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年（その年の所得税につき確定申告書を提出する年に限る。）の翌年三月十五日の翌日をいう。

16 同 上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等）

第十八条の二十一 同 上

2〇7 同 上

8 同 上

一 同 上

イ ト 同 上

チ 同 上

七項に規定する特定居住用家屋に該当するものの以外のものであることを明らかにする書類（当該家屋が次に掲げる家屋のいずれかに該当する場合には、当該書類及び次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める書類）

(1) 省 略

(2) 法第四十一条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等 当該家屋が令和七年十二月三十一日以前に建築確認を受けているものであることを証する書類

リ 省 略

又 その者が法第四十一条第十三項の規定の適用を受ける場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが同条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者であるとき（その者の同条第十項に規定する居住の用に供した日（又において「居住日」という。）の属する年分の所得税につき、所得税法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定により(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、当該対象配偶者に係る(1)に掲げる書類又は当該対象扶養親族に係る次に掲げる書類（その者の当該居住日の属する年分の所得税につき、当該対象扶養親族について同法第九十四条第五項、第九十五条第五項又は第二百三条の六第三項の規定により(1)に掲げる書類を提出し、又は提示した場合には、(2)に掲げる書類）

(1) 当該対象配偶者又は当該対象扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該対象配偶者とその者の配偶者に該当する旨又は当該対象扶養親族がその者の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(1) 同 上

(2) 法第四十一条第二十一項の規定により当該認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等 当該家屋が令和六年十二月三十一日以前に建築確認を受けているものであることを証する書類

リ 同 上

又 その者が法第四十一条第十三項の規定の適用を受ける場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが同条第十四項の規定による判定をする時の現況において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、当該対象配偶者に係る(1)に掲げる書類又は当該対象扶養親族に係る次に掲げる書類（その者の同年分の所得税につき、当該対象扶養親族について同法第九十四条第四項、第九十五条第四項又は第二百三条の六第三項の規定により(1)に掲げる書類を提出し、又は提示した場合には、(2)に掲げる書類）

(1) 当該対象配偶者又は当該対象扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該対象配偶者又は当該対象扶養親族がその者の親族に該当する旨を証するもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i)・(ii) 省略

(2) 次に掲げるいずれかの書類であつて、その者が当該居住日の属する年において当該対象扶養親族の生活費又は教育費に充てたるための支払を必要の都度、当該対象扶養親族に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i)・(iii) 省略

二〇五 省略

9・10 省略

11 法第四十一条の二の三第二項に規定する適用申請書の提出をした個人は、その旨を第七項に規定する明細書に記載することにより契約書の写し（第八項第一号イ、第四号ロ及び第五号ロに規定する請負契約書の写し並びに同項第二号イ、第三号イ及び第四号イに規定する売買契約書の写しをいう。次項において同じ。）の添付に代えることができる。

12〃29 省略

（特定組合員等の不動産所得の計算に関する明細書）

第十八条の二十四 その年において組合事業（法第四十一条の四の二第二項第二号に規定する組合事業をいう。以下この条において同じ。）又は信託から生ずる不動産所得を有する個人は、所得税法第百二十条第八項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類のほか、当該組合事業又は信託に係る次に掲げる項目別の金額その他参考となるべき事項を記載した施行令第二十六条の六の二第六項の明細書を確定申告書に添付しなければならない。

一・二 省略

2 省略

（給付金が給付される者の範囲等）

第十九条の二 省略

2〃13 省略

14 法第四十一条の八第二項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、平成二十七年の一般会計補正予算（第1号）、平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）、

(i)・(ii) 同上

(2) 次に掲げるいずれかの書類であつて、その者が令和六年において当該対象扶養親族の生活費又は教育費に充てたるための支払を必要の都度、当該対象扶養親族に行つたことを明らかにするもの（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）

(i)・(iii) 同上

二〇五 同上

9・10 同上

11 法第四十一条の二の三第二項に規定する適用申請書の提出をした個人は、その旨を第七項に規定する明細書に記載することにより契約書の写し（同項第一号イ、第四号ロ及び第五号ロに規定する請負契約書の写し並びに同項第二号イ、第三号イ及び第四号イに規定する売買契約書の写しをいう。次項において同じ。）の添付に代えることができる。

12〃29 同上

（特定組合員等の不動産所得の計算に関する明細書）

第十八条の二十四 その年において組合事業（法第四十一条の四の二第二項第二号に規定する組合事業をいう。以下この条において同じ。）又は信託から生ずる不動産所得を有する個人は、所得税法第百二十条第六項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類のほか、当該組合事業又は信託に係る次に掲げる項目別の金額その他参考となるべき事項を記載した施行令第二十六条の六の二第六項の明細書を確定申告書に添付しなければならない。

一・二 同上

2 同上

（給付金が給付される者の範囲等）

第十九条の二 同上

2〃13 同上

14 法第四十一条の八第二項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、平成二十七年の一般会計補正予算（第1号）、平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）、

令和三年度の一般会計補正予算（第1号）、令和四年度の一般会計補正予算（第2号）、令和五年度の一般会計補正予算（第1号）又は令和六年度の一般会計補正予算（第1号）における児童福祉事業対策費等補助金を財源の一部として都道府県又は都道府県が適当と認める者が行う金銭の貸付けで次に掲げるものとする。

一・二 省 略

15・16 省 略

17 法第四十一条の八第三項に規定する児童扶養手当の支給を受ける者に準ずる者として財務省令で定める者は、児童扶養手当法第六条第一項に規定する受給資格者のうち、同法による児童扶養手当の支給を受けていない者で、次に掲げる者のいずれにも該当しないものとする。

一 児童扶養手当法第九条第一項に規定する受給資格者で、その者の基準年（その者が一月から九月までに法第四十一条の八第三項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前年をいう。次号及び第三号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定により計算された所得の額をいう。以下この項において同じ。）及び基準前年（その者が一月から九月までに法第四十一条の八第三項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の三年前の年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいう。次号及び第三号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定により計算された所得の額をいう。以下この項において同じ。）

（及び基準前年（その者が一月から九月までに法第四十一条の八第三項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の三年前の年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいう。次号及び第三号において同じ。）の所得の額が同令第二条の四第二項の規定により計算された額以上であるもの

二 児童扶養手当法第九条の二に規定する受給資格者で、その者の基準年の所得の額及び基準前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第二条の四第六項の規定により計算された額以上であるもの

三 次に掲げる者で、それぞれ次に定める者の基準年の所得の額及び基準前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第二条の四第七項の規定により計算された額以上であるもの

イ・ロ 省 略

令和三年度の一般会計補正予算（第1号）、令和四年度の一般会計補正予算（第2号）又は令和五年度の一般会計補正予算（第1号）における児童福祉事業対策費等補助金を財源の一部として都道府県又は都道府県が適当と認める者が行う金銭の貸付けで次に掲げるものとする。

一・二 同 上

15・16 同 上

17 同 上

一 児童扶養手当法第九条第一項に規定する受給資格者で、その者の前年（その者が一月から九月までに法第四十一条の八第三項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定により計算された所得の額をいう。以下この項において同じ。）が同令第二条の四第二項の規定により計算された額以上であるもの

二 児童扶養手当法第九条の二に規定する受給資格者で、その者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第二条の四第六項の規定により計算された額以上であるもの

三 次に掲げる者で、それぞれ次に定める者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第二条の四第七項の規定により計算された額以上であるもの

イ・ロ 同 上

18 省 略

19 法第四十一条の八第三項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、令和三年度から令和七年度までの予算における母子家庭等対策費補助金を財源の一部として都道府県若しくは地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が行う金銭の貸付けで、児童扶養手当受給者等の自立を支援することを目的として、当該児童扶養手当受給者等の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとする。

20 省 略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十九条の九 省 略

2・4 省 略

5 施行令第二十六条の二十六第五項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 省 略

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十八号から第二十四号までに掲げる事項

五 省 略

6・7 省 略

（先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例）

第十九条の九の二 省 略

2・3 省 略

（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）

第十九条の十 法第四十一条の十五の五第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十六条第一項に規定するその他の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の十五の五第一項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。））、個人番号及び所得税法第九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書を提出する同条第一項の居住者（以下この号

18 同 上

19 法第四十一条の八第三項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、令和三年度から令和六年度までの予算における母子家庭等対策費補助金を財源の一部として都道府県若しくは地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が行う金銭の貸付けで、児童扶養手当受給者等の自立を支援することを目的として、当該児童扶養手当受給者等の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとする。

20 同 上

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十九条の九 同 上

2・4 同 上

5 同 上

一・三 同 上

四 所得税法施行規則第四十七条第三項第四号から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までに掲げる事項

五 同 上

6・7 同 上

（先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例）

第十九条の十 同 上

2・3 同 上

において「申告者」という。）との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその同法第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額又はその見積額

二 その他参考となるべき事項

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

第十九条の十の二 法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十四条の七第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）」の規定」とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第十九条の十の二 法第四十一条の十七第四項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十条第四項（同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに確定申告書に記載した同法第七十三条第三項に規定する医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる第三号から第五号までに掲げる事項とする。

一 その年中に行つた施行令第二十六条の二十七の三第一項に規定する取組（次号及び次項において「取組」という。）の名称

二・三 省 略

四 当該特定一般用医薬品等購入費に係る施行令第二十六条の二十七の三第二項、第三項又は第五項の規定により定められたこれらの規定に規定する一般用医薬品等（次号において「特定一般用医薬品等」という。）の販売を行つた者の氏名又は名称

五・六 省 略

2 省 略

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 省 略

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第四号ロ

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第十九条の十の二 同 上

一 その年中に行つた施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組（次号及び次項において「取組」という。）の名称

二・三 同 上

四 当該特定一般用医薬品等購入費に係る施行令第二十六条の二十七の二第二項、第三項又は第五項の規定により定められたこれらの規定に規定する一般用医薬品等（次号において「特定一般用医薬品等」という。）の販売を行つた者の氏名又は名称

五・六 同 上

2 同 上

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 同 上

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第四号ロ

若しくは第五号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第二十七条第一項、第六十六条第一項若しくは第七十七条第三項（これらの規定を同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第二項、第四十五条の三十二第二項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3
14 省 略

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第十九条の十一 施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定は、次に掲げる規定の適用がある場合について準用する。

一 法第三十七条の十三第九項第二号において準用する同条第三項の規定

二 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第九項第二号において準用する同条第三項の規定

三 法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定

四 法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定

2

所得税法第四百十条第一項又は第四百十一条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十六条の二十八の三の二第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号又は第四号の規定により読み替えられた所得税法第四百十条第一項第二号又は第四百十一条第一項第二号に規定する法第四十

若しくは第五号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第二項、第四十五条の三十二第二項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3
14 同 上

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第十九条の十一

一条の十九第一項の規定を適用して計算した所得税の額、調整基準所得金額及び調整基準所得税額を、それぞれ施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号又は第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する特定株式調整基準所得金額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額及び施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号又は第六項第二号に規定する特定株式調整基準所得税額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とみなす。

二 法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額につき施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項又は第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合、施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号又は第四号の規定により読み替えられた所得税法第四百一条第一項第二号又は第四百一条第一項第二号に規定する法第四十一条の十九第一項の規定を適用して計算した所得税の額、調整基準所得金額及び調整基準所得税額を、それぞれ施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第一号、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号若しくは第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は施行令第二十六条の二十八の三の二第

四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第二号若しくは第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する設立特定株式調整基準所得金額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額及び施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号若しくは第六項第一号又は施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第二号若しくは第六項第二号に規定する設立特定株式調整基準所得額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得額とみなす。

3| 法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における第十八条の十五第十項第二号及び第十八条の十五の二第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額及び法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額」とする。

4| 法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省 略

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）
第十九条の十一の三 省 略

2ゝ9 省 略

10 法第四十一条の十九の三第十九項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一・二 省 略

11 法第四十一条の十九の三第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一ゝ十一 省 略

12 法第四十一条の十九の三第十九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一ゝ四 省 略

法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同 上

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）
第十九条の十一の三 同 上

2ゝ9 同 上

10 法第四十一条の十九の三第十八項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一・二 同 上

11 法第四十一条の十九の三第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一ゝ十一 同 上

12 法第四十一条の十九の三第十八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一ゝ四 同 上

五 その者が法第四十一条の十九の三第七項に規定する特例対象個人（以下この号において「特例対象個人」という。）として同項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める事項の全て）を記載した明細書

イ その者が第十八条の二十一第七項第一号に規定する対象配偶者（イ及び次号において「対象配偶者」という。）を有する特例対象個人である場合 当該対象配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が法第四十一条の十九の三第七項に規定する居住の用に供した日（次号において「居住日」という。）の属する年（ロ及び次号において「居住年」という。）の十二月三十一日（当該対象配偶者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

ロ その者が第十八条の二十一第七項第二号に規定する対象扶養親族（ロ及び次号において「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合 当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が居住年の十二月三十一日（当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

六 前号の場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが居住年の十二月三十一日（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者であるとき（その者の居住日の属する年分の所得税につき、所得税法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第九十四条第五項、第九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定によ

五 その者が法第四十一条の十九の三第七項に規定する特例対象個人（以下この号において「特例対象個人」という。）として同項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、イ及びロに定める事項の全て）を記載した明細書

イ その者が第十八条の二十一第七項第一号に規定する対象配偶者（イ及び次号において「対象配偶者」という。）を有する特例対象個人である場合 当該対象配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

ロ その者が第十八条の二十一第七項第二号に規定する対象扶養親族（ロ及び次号において「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合 当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が令和六年十二月三十一日（当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

六 前号の場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により第十八

り第十八条の二十一第八項第一号又(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。)は、第十八条の二十一第八項第一号又に規定する書類

条の二十一第八項第一号又(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。)は、第十八条の二十一第八項第一号又に規定する書類